



# ご利用はこ

区役所では、皆さんの生活に行っています。そこで今月は、口の配置などを紹介します（業番番号を示しています）。

## 戸籍や住民票などに関することは

## 児童手当や母子家庭・児童家庭などに関することは

## 国民年金、国民健康保険・介護保険などに関することは

- ① 証明書の交付
- ③ 住民票、印鑑、戸籍などの諸証明受付
- ⑤ 住所変更の届出、印鑑の登録、自動車臨時運行許可の申請受付
- ⑥ 出生、死亡、婚姻などの戸籍の届出
- ⑦ 外国人登録

- ⑬ 児童・母子福祉（認可保育所への入所相談・申込、母子家庭相談など）
- ⑭ 高齢者や乳幼児・重度心身障害者・母子家庭などの医療費受給者証の交付、児童手当・児童扶養手当の申請、軍人恩給の変更届、老人クラブに関することなど

- ⑧ 国民年金の加入、変更、免除申請など
- ⑨ 国民健康保険・介護保険の加入、脱退、保険証の交付など
- ⑩ 療養費や出産育児一時金の支給申請など
- ⑪ 国民健康保険・介護保険の保険料納付相談、保険料の減免など



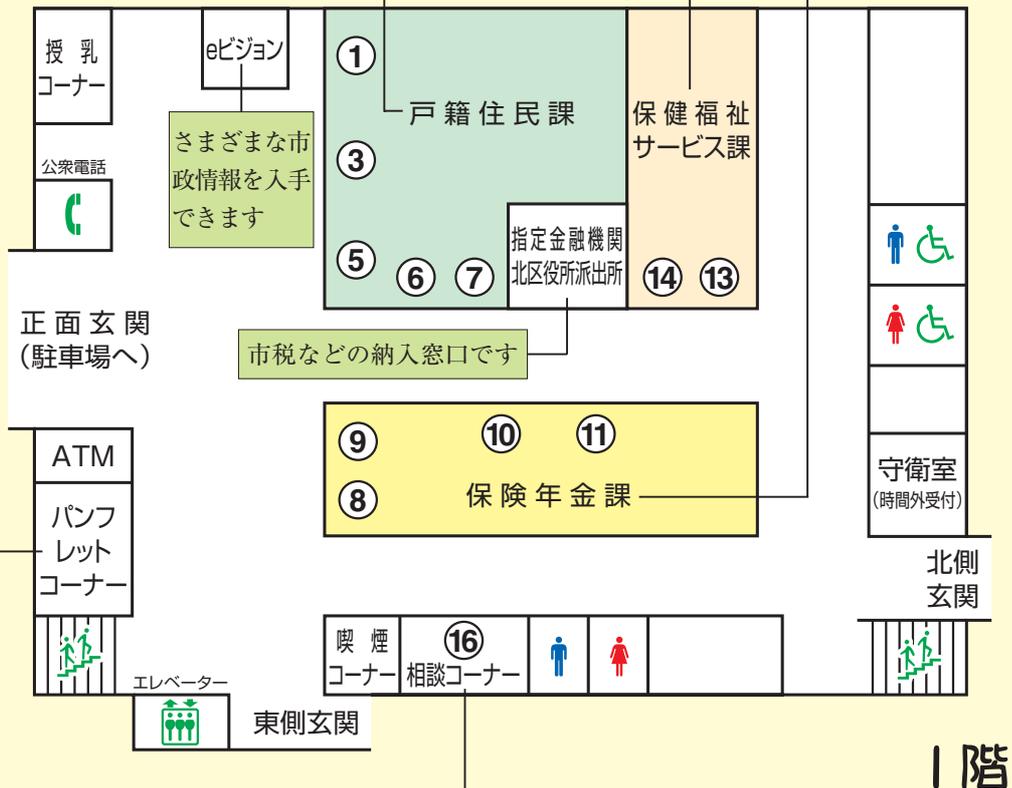
▲戸籍住民課③、⑤番窓口



▲保健福祉サービス課⑬、⑭番窓口



▲保険年金課⑧、⑨番窓口



## パンフレットコーナー

市からのお知らせなどが掲載されているパンフレットや、各種申込書などを置いています。ご自由にお持ちください。  
※3階総務企画課広聴係や各担当部署で配布しているパンフレットもあります。詳しくは、広聴係にお問い合わせください。

## 各種相談コーナー

日常生活での困りごとや心配ごとなどについて、専門の相談員が相談に応じています。実施曜日・時間帯が異なりますので、右表でご確認ください。なお、消費生活相談は、3月で終了します。4月からは、札幌消費者センター（北8西3札幌エルプラザ2階 ☎728-2121）でご相談ください。  
※詳しくは、3階総務企画課広聴係にお問い合わせください。

相談名	内容	曜日	相談時間	予約
高齢者職業	高齢者への職業紹介など	月～金	午前9時30分～午後4時	不要
消費生活	消費生活に関する問題	月	午前10時～午後4時	
交通事故	交通事故の示談、保険請求など	火	午前9時30分～午後4時	
家庭生活	生き方や育児、夫婦関係などの身近な問題	水・金	午前10時～午後4時	
行政	国などの行政に関する問題	木	午後1時～午後4時	
法律	困りごと、争いごとの法的見解や解決方法など	第1・3火曜日午後のみ。当日午前9時から電話で予約（☎757-2405）。先着8名。		